

# 澄川中学校のいじめ防止対策基本方針（改訂版令和8年6月）

## （はじめに）

いじめは、どの生徒にも、どの学校にでも起こり得ることであり、いじめをなくしていくためには、生徒一人一人に、発達の段階に応じて他者を理解し尊重する心を育んでいかなければなりません。本校では、文部科学省や札幌市教育委員会など公的な機関が発している文書を基にいじめ防止基本方針を作成し、対策に取り組んでいます。

## （澄川中学校区の全員で認識しておきたいこと）

いじめ防止対策推進法では、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟を目指すという決意が表明されています。

法の基本的な方向性は、

- ・ 社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
- ・ 重大事態への対処（いじめの重大事態調査を含む。）において公平性・中立性を確保すること

にあります。

そのことを踏まえ、各学校は、

- ① いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- ② いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

が義務付けられました。

法はいじめの要件を児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとし、いじめ被害を受けている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。教職員には校内研修等で、児童生徒には学級・ホームルーム活動等で、保護者には保護者会等で、具体的事例に則して法のいじめの定義の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められています。

## （いじめの定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されています。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も  
児童生徒であること
  - ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
  - ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
  - ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること
- という4つの要素しか含まれていません。

☆事例【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられる。】

（定期的に実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

学校は、上記のような事案も「法律上はいじめ」であるとの認識に立ち、対応していかなければなりません。つまり、「芽」や「兆候」と思われることも「いじめである」ということを常に肝に銘じて対応していかなければならないのです。また、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針では、以下のように「いじめについての基本的理解」としています。市立学校である本校でも同様に理解し、対応していきます。

（「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめについての基本的理解」より）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要となります。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきであり、加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となります。

◆具体的ないじめの態様

- \*冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - \*仲間はずれ、集団による無視をされる
  - \*軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - \*ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - \*金品をたかられる
  - \*金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - \*嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - \*パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

以上のことを基本にして、本校のいじめ防止対策を進めてまいります。

## <澄川中学校のいじめ防止のための実効性のある取組と組織>

### (1) 日々のいじめ防止並びに早期発見・早期対応に向けた流れ

生徒の変化を察知するために、日々の記録を蓄積しておく。記録は、担任のみならずすべての教師がその都度行う。また、記録のみでなく、口頭での情報共有も意識していく。特に担任は小さな変化や相談についても一人で抱え込まず、学年主任、生徒指導主事および管理職に報告・相談を行い、連携していく。面談での情報は、面談を行った教職員にとどめず、学年主任および生徒指導主事、管理職に報告し、家庭との連携にも努める。

いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報について学年教師を中心に共有するとともに、学年生活係が記録を整理し、生徒指導部⇒管理職というルートでも共有し、必要な組織・担当とも共有を図り、迅速に対応できるようにする。

いじめ防止対策委員会を月1回定期的に開催し、いじめの認知や解消の件数等を確認し、対応を協議する。また、いじめの認知及び解消については、いじめ防止対策委員会で判断する。内容については、職員会議等を通じて全教職員で共有する。

#### ①日常観察、情報収集、生徒とのコミュニケーション

生徒が発する小さなサインにもいち早く気付くように日常的な観察や声かけの関わり、出席状況の確認等により、生徒の変容を見いだす。また、学級担任だけでなく、教科担当や部活動顧問など複数の教職員が客観的な観察を心がける。休み時間には、廊下等で生徒と挨拶を交わしたり、相談を受けたりすることができるようにする。

スポーツクラブ等、他学年や他校を含むあらゆる集団における人間関係の把握に努める。保護者からの情報も必要に応じて収集する。

#### ②生活アンケートの実施

生活アンケートを実施し、日常的な実態把握と定期的な情報収集との組み合わせによる複合的な把握に努める。アンケート結果については、学年教師を中心に共有し、いじめの訴えもしくは疑わしい内容があれば、学年教師を中心に聞き取りを行う。本校では、重大事案につながる状況かどうかを判断するために、以下の内容を生活アンケートで確認し、必要に応じ聞き取りを行う。

- 1、安心した学校生活を送ることができていますか。
- 2、学校生活の中で正しいと思うことを正しいと言える、できる状況ですか。
- 3、所属する集団やある特定の人物に対して、心穏やかでない状況がありますか。
- 4、学校には行きたいけど、行けないと思う状況がありますか。
- 5、日常的に身体の危険やつらさを感じるような状況がありますか。

#### ③教育相談（個別面談）

学期に1回程度また、必要に応じて随時行う。学級担任による個別面談を基本とする。面談を通して生徒理解に努め、生徒の悩み事や困難と考えていることの解決を図る。また、教育相談を実施し個別のニーズや状況に応じた援助指導を行う。

#### ④いじめの認知

シャボテンや教育相談を通じての認知をはじめ、ふざけあいのように見えても、被害が発生している場合もあるため、状況をしっかりと見取り、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## ⑤特に配慮が必要な生徒

発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性的マイノリティをもつ生徒、災害により被災した生徒又は避難している生徒については、日常的に該当生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を密にしていく。また、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) いじめへの対処

### ①いじめが起きた場合の対応・基本的な流れ

- 1) 問題行動等の報告
  - ・関係教職員 → 学年主任・学年生徒指導担当 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長
- 2) 詳細の確認と対応方針の決定（いじめ防止対策委員会）
- 3) 事実確認
  - ・被害生徒と加害生徒への面談 ・関係生徒の面談 ・アンケートの実施
- 4) 協議対応（いじめ防止対策委員会）
  - ・保護者への連絡 ・被害及び加害生徒への対応 ・学級（学年）指導内容
  - ・全教職員との情報共有 ・教育委員会への連絡
- 5) 被害及び加害生徒への対応
- 6) 保護者への連絡
  - ・家庭訪問の実施 ・把握した事実の報告と対応方針の説明
- 7) 全教職員への情報共有
  - ・経過報告と各学級での指導内容の確認
- 8) 学級指導、経過観察、教育委員会への報告

### ② ネット上でのいじめへの対応

- 1) 「① いじめが起きた場合の対応・基本的な流れ」を基に早急に対応する。
- 2) 加害者にデータの削除を求める。
- 3) 加害者が特定できない場合には、警察に相談し、対応する。

### ③ 「いじめの解消」の定義

「いじめの解消」については、加害者を指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことで解消したと判断するのではなく、次のア・イの両方の条件を満たした場合に解消したと判断する。

ア) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。

イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかを確認する）

## (3) いじめ防止対策委員会（組織の設置）

※◎は通常組織，○は重大事態時に入る可能性あり

- ◎ 校長 教頭 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事 保健主事 養護教諭 各学年の学年主任  
特別支援学級代表 該当学年の生活係 担任 スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー
- PTA会長 スクールロイヤー 医師 警察官関係者（市教委対応）

#### (4) 家庭、地域、関係機関との連携

##### ①家庭との連携

学校と保護者が一体となった取組を行うために、学校だよりや、学年だより、HP 等の情報発信を積極的に行う。また、学校と保護者が情報を共有し、いじめの未然防止や早期発見に努める。

##### ②地域との連携 ※この箇所については、将来的なもの

学校関係者評価委員会等において、学校が抱える問題としての「いじめ」について、様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進める。また、地域の学校関係者等（コミュニティ・スクール）の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組を通して、地域として子どもへの係わりを深めてもらう。

##### ③関係機関との連携

いじめの対応については、教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療関係等）との適切な連携が必要になる。いじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害生徒への意向の配慮も踏まえた上で、警察に相談・通報を行い、連携した対応をとる。

#### (5) 重大事態への対応

##### ①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法に基づき、以下の2点のどちらかに当てはまるとき重大事態とする。

○いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

○いじめにより相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

##### ②重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

1) 調査委員会を設置し、速やかに事態の把握を行う。

2) 教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。いじめの事実等について調査したことをありのままに伝え、説明責任を果たす。

3) いじめ被害生徒の心のケアに最大限努める。

4) いじめ加害生徒のケアに努める。

##### ③重大事態への対応の流れ

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針 第4章 市立学校におけるいじめへの対処の流れに準ずる。

#### (6) その他

##### ① 取組の評価及び検証

学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況（アンケート）を評価項目に位置付ける。結果をもとに、いじめ対策委員会で方針の見直しやブラッシュアップをしていく。

## < 澄川中学校の未然防止・早期発見・事案対処 >

全ての生徒を対象に、

- ①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようとする、人権侵害をしない人」に育つように働きかけ、
- ②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や本校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行います。

さらに、

- ③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めます。予兆に気付いた場合には、いじめを受けた（受けた疑いのある）生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がけます。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、
- ④困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めます。保護者とも連携しながら、いじめを受けた生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、いじめを行った生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどを目指します。

※図 9 いじめ対応の重層的支援構造（生徒指導提要の P 1 2 9 の図を引用）

具体的には、

### (1) いじめの未然防止の取組

- ①生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、いじめを許すことなく共に成長していく集団づくりを進める。

< 取り組みの基本姿勢 >

- 学級担任・副担任複数での指導と学年・生徒指導部・スクールカウンセラー・養護教諭の支援。学校全体での周知とバックアップ。
  - 次時授業を行う教師はできるだけ早く教室へ行き、終了後は次の教科担任が来てから引き上げる、次時空き時間教師は廊下を巡回するなど、生徒と共にあり、生徒に寄り添う生徒指導体制を確立する。
  - 普段から生徒の声に耳を傾けるとともに、年3回行う教育相談をていねいに充実。
  - いじめが発生してしまったら、徹頭徹尾いじめを受けた生徒の立場を基本に、事実を積み上げる指導で対応。
- ②生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
  - ③「分かる・できる・楽しい授業」と人間関係を重視した集団づくり等により、生徒が、学び合いやりがいを感じ、いじめを許さない風土、いじめに向かわない生徒の育成に努める。
  - ④道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、人とのかかわりを軸とした体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
  - ⑤情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見の取組

- ①アンケートにもとづく教育相談を定期的実施し（年2～3回）、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ②教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ④気になる事項は、朝の打ち合わせで細かに報告し、定例学年会では、報告と対応、いじめに遭った生徒、いじめを行った生徒、傍観している生徒の今後の指導について話し合いを必ず行う。

## (3) いじめに対する措置

- ①いじめの発見・情報提供を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に、組織的に対応する。
- ②いじめを受けた生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③いじめを行った生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## (4) 重大事態への対応

- ①重大事態が生じた場合（不登校等重大事態が予見された場合）は、速やかに教育委員会に報告をし、連携をとって対応する。
- ②学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ③調査結果については、被害生徒、保護者に対して適時・適切に情報を提供する。
- ④重大事態調査の目的は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図ることである。

## (5) 学校の取組に対する検証・見直し

- ①学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P E A C E サイクル（Preparation〔準備：実態調査〕→Education〔教育：認識の共有〕→Action Planning〔計画策定〕→Coping〔対処〕→Evaluation〔評価〕）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- ②いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（7・12月）し、いじめ防止対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

## (6) その他

- ①「学校いじめ基本方針」は毎年見直しを行い、適切な更新と確実な共通理解に努める。
- ②「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載する等、周知に努める。
- ③職員会議で生徒指導に関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有に努める。

※現在学校HPに掲載されているものをブラッシュアップする。

## 〈 取組の年間計画 〉

	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やS Cの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月	○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」			
6月			○悩みいじめアンケート ○教育相談週間	○ふれあい参観 ○学校評議員への学校行事・授業の公開
7月				○個人懇談会 ○保護司会連携あいさつ運動
8月				○あいさつ運動強化週間
9月				
10月	○現職研修②（ケーススタディ）	○情報モラル指導（ネットモラル）	○市教委いじめアンケート ○教育相談週間	
11月		○すみかわDAY（人との関わりを生かした体験的学習）		
12月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（資料） ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○保護者・生徒・教員へ学校評価アンケート
1月		○保健指導（命の大切さ）		
2月	○自己評価			○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
3月	○学校関係者評価の結果検証「基本方針」の見直し		○悩みいじめアンケート ○教育相談週間	
通年	○いじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○集会における講話 ○構成的グループエンカウンター実施 ○各教科できる・わかる・楽しい授業と道徳教育、体験活動の充実。	○健康観察の実施 ○S Cによる相談	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応し、管理職・「いじめ防止対策委員会」を中心に、全体周知を図りながら組織的に対応していく。

## 【いじめへの対応】

### 1 事実確認

#### (1) 当事者、周辺生徒からの聴取

- ①事実確認 当事者の家庭環境、生育歴把握
- ②生徒の思いや願いを尊重し共感的態度で
- ③思いと事実を分けて可能な限り詳細に

#### (2) 学校内共通理解

- ①校長・教頭・指導部・学年・担任・スクールカウンセラー・養護教諭・関係職員で経過を共通理解
- ②保護者対応、加害・被害・傍観生徒への指導の確認

### 2 保護者への連絡・対応

- ①保護者の思いを受け止める
  - ②対応や指導に不十分なところや不備があれば謝罪
  - ③具体的対応の説明
- ※事故報告をまとめ、札幌市教育委員会へ報告を行う。

### 3 指導の継続

- ①指導経過の共通理解
- ②生徒への指導と保護者への報告

## 【重大事態の対応】

- 1 教育委員会へ重大事態の発生を報告
- 2 教育委員会が調査の主体を判断
- 3 学校または教育委員会に重大事態の調査組織を設置
- 4 事実関係を明確にするための調査を実施
- 5 いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供
- 6 調査結果を市長に報告 調査結果を踏まえた必要な措置
- 7 必要に応じて再調査 子ども未来局 調査結果を 議会 に報告

※平成 29 年 3 月、文部科学省は「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定した。その内容に対応して、一部を見直した。

※「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。いじめに係る情報の抱え込みがあってはならない。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、事実としっかり向き合う。

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討・実施し、再発防止に向けた取組の検証を行う。